

川崎市優良事業者表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、建設技術等の向上及び経営基盤の強化に関して、他の模範となる事業者を本市が表彰することにより、本市における建設事業等の発展及び建設業等の健全な育成に寄与することを目的とする。

(表彰の対象者)

第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当し、前条の目的により表彰するにふさわしいと認められる川崎市内に本社がある事業者に対して行う。

- (1) 川崎市が発注する工事・委託を適正な執行管理により、特に優秀な成績をもって完成させたもの
- (2) 川崎市が発注する工事・委託を著しく困難な条件を克服して、優れた成績をもって完成させたもの
- (3) 建設技術等の高度化及び経営の近代化に対して、優れた功績が認められるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものについては、表彰を行わないものとする。

- (1) 川崎市競争入札参加資格者指名停止要綱による指名停止を、表彰を行う年度の前年度の当初から表彰日までの間に受けたもの
- (2) その他表彰することが不相当と認められるもの

(委員会)

第3条 表彰の対象者を審議するため、川崎市優良事業者審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、第4条の規定に基づき推薦された被表彰候補者について調査審議し、その結果を市長に報告する。

- 3 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 4 委員長は別表第1に掲げる工事担当部局を担当する副市長を、副委員長は他の副市長を、委員は別表第1に掲げる職にある者及び別表第1の2に基づいて当番として定められた職にある者をもって充てる。
- 5 委員会の会務を補佐するため、委員会に幹事を置き、幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 6 委員会の運営その他について必要な事項は別に定める。

(推薦手続)

第4条 川崎市請負工事監督規程(昭和43年川崎市訓令第4号)第2条に規定する工事担当部局の長、上下水道事業管理者、交通局長及び病院局長は、その所管に係る工事の請負業者のうちから被表彰候補者を優良事業者表彰推薦調書(別記様式)により、委員会へ推薦するものとする。

- 2 委託については、委託担当局長の意見を聞き、関係資料を求めた上で、委員会が推薦することができる。

(被表彰者の決定)

第5条 市長は、委員会の審議結果に基づき被表彰者を決定する。

(表彰)

第6条 表彰は、原則として毎年度1回行うものとし、市長が表彰状を授与して行う。この場合において、記念品を添えることができる。

(その他必要事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和61年8月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 年 6 月 1 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 年 7 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 4 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 6 年 3 月 3 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 3 月 3 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 6 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱施行後、はじめて開催される川崎市優良建設事業者審査委員会における別表第 1 の 2 に基づく委員は、川崎区長とする。

附 則

この要綱は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 委 員

財 政 局 長
環 境 局 長
ま ち づ くり 局 長
建 設 緑 政 局 長
港 湾 局 長
上 下 水 道 事 業 管 理 者
交 通 局 長
病 院 局 長
教 育 次 長

別表第1の2 委 員

川 崎 区 長
幸 区 長
中 原 区 長
高 津 区 長
宮 前 区 長
多 摩 区 長
麻 生 区 長

- 1 委員は、輪番制とし、1名を定員とする。
- 2 輪番制における当番は、川崎区長、幸区長、中原区長、高津区長、宮前区長、多摩区長、麻生区長の順とする。
- 3 当番の任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

別表第2

幹 事

財 政 局 資 産 管 理 部 長	財 政 局 資 産 管 理 部 契 約 課 長
環 境 局 施 設 部 長	財 政 局 資 産 管 理 部 検 査 課 長
ま ち づ く り 局 総 務 部 長	ま ち づ く り 局 総 務 部 庶 務 課 技 術 監 理 担 当 課 長
ま ち づ く り 局 住 宅 政 策 部 長	建 設 緑 政 局 総 務 部 技 術 監 理 課 長
ま ち づ く り 局 施 設 整 備 部 長	上 下 水 道 局 経 営 管 理 部 管 財 課 長
建 設 緑 政 局 総 務 部 長	交 通 局 企 画 管 理 部 経 理 課 長
建 設 緑 政 局 緑 政 部 長	病 院 局 経 営 企 画 室 経 理 担 当 課 長
建 設 緑 政 局 道 路 河 川 整 備 部 長	別 表 第 1 の 2 に 基 づ い て 定 め ら れ た 当 番 の 区 に 属 す る 道 路 公 園 セ ン タ ー 所 長
港 湾 局 港 湾 振 興 部 長	
上 下 水 道 局 水 道 部 長	
上 下 水 道 局 下 水 道 部 長	
教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 環 境 整 備 推 進 室 長	